

参考資料 免許人以外の者が行う無線局の運用

免許人以外の者が行う無線局の運用について

無線局の運用は免許人以外の者が行ってはならないが、免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人の無線局の運用とすることについて、以下の規程がある。

電波法施行規則

(無線局の運用の限界)

第五条の二 免許人等の事業又は業務の遂行上必要な事項についてその免許人等以外の者が行う無線局の運用であつて、総務大臣が告示するもの場合は、当該免許人等がする無線局の運用とする。

平成7年3月31日 総務省告示第183号

電波法施行規則第五条の二の規定に基づき、免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合を次のように定める。(中略)

免許人又は登録人から無線局(放送をする無線局を除く。以下同じ。)の運用を行う免許人又は登録人以外の者(以下「運用者」という。)に対して、電波法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているものであつて、次に掲げるものとする。

一、二 (省略)

三 免許人又は登録人と運用者との間において、その無線局を開設する目的に係る免許人又は登録人の事業又は業務を運用者が行うことについての契約関係があるもの(その無線局が移動局(ラジオマイクの局を除く。)の場合は、免許人又は登録人が当該無線局の無線設備を実際に操作する者に対して、別表に定める証明書を携帯させているものに限る。)